



熊本県公報

第 1 1 8 0 8 号

平成 21 年 5 月 22 日(金)

(毎週 火・金発行)

目 次

告 示	
○熊本都市計画下水道事業計画変更認可	(下水環境課) 1
○障害者自立支援法に基づく事業者の廃止	(障害者支援総室) 1
○道路の供用開始	(道路保全課) 2
○道路の供用開始	(") 2
公 告	
○県営土地改良事業の工事完了	(農村計画・技術管理課) 3
○都市計画法による開発行為工事完了公告	(建築課) 3
○保安林の指定施業要件の変更に関する予定通知のあて所不分明者に係る当該通知の掲示	(森林保全課) 3
○保安林の指定施業要件の変更に関する予定通知のあて所不分明者に係る当該通知の掲示	(") 3
○県営土地改良事業計画の変更	(農村計画・技術管理課) 3
○土地改良区の定款変更認可	(") 4
○球磨郡山江村鍋ノ平における入会林野整備計画の認可	(林業振興課) 4
○毒物劇物取扱者試験の実施	(薬務衛生課) 4
○団体営土地改良事業の工事完了	(農村計画・技術管理課) 6
○団体営土地改良事業の工事完了	(") 6
○県営土地改良事業の工事完了	(") 6
○「熊本県消費生活相談員養成事業」の業務委託	(食の安全・消費生活課) 6
○肥料登録有効期間更新	(農業技術課) 7
登 載 依 頼	
○収支報告書の一部訂正に伴う収支報告書の要旨の公表	(選挙管理委員会) 7
○熊本県県立特別支援学校教育整備推進協議会の開催	(高校教育課) 8

告 示

熊本県告示第 4 9 7 号

都市計画法（昭和 4 3 年法律第 1 0 0 号）第 6 3 条第 1 項の規定により都市計画事業の事業計画変更を認可したので、同条第 2 項において準用する同法第 6 2 条第 1 項の規定により次のとおり告示する。

平成 2 1 年 5 月 2 2 日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

- 1 施行者の名称 合志市
- 2 都市計画事業の種類及び名称 熊本都市計画下水道事業西合志公共下水道
- 3 事業地
 - (1) 収用の部分
変更なし
 - (2) 使用の部分
昭和 5 3 年熊本県告示第 1 5 5 号、昭和 5 7 年熊本県告示第 9 1 0 号、昭和 6 1 年熊本県告示第 1 3 7 号、平成 3 年熊本県告示第 2 6 4 号、平成 7 年熊本県告示第 1 4 7 号、平成 1 2 年熊本県告示第 3 6 5 号及び平成 1 7 年熊本県告示第 1 1 6 2 号の事業地に、合志市大字御代志字西海道を加え、合志市大字野々島字南原及び字笹原並びに大字御代志字黒木、字三ノ角、字赤松及び字東海道において事業地を変更する。
- 4 事業施行期間 昭和 5 3 年 2 月 1 4 日から平成 2 7 年 3 月 3 1 日まで

熊本県告示第 4 9 8 号

障害者自立支援法（平成 1 7 年法律第 1 2 3 号）第 4 6 条の規定により次の指定障害福祉サービス事業者から廃止の届出があったので、同法第 5 1 条の規定により公示する。

平成 2 1 年 5 月 2 2 日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

事業所の名称及び所在地	事業者の名称、主たる事務所の所在地及び代表者の氏名	廃止年月日	事業所番号	事業の種類
特別養護老人ホーム 春光苑 天草町高浜北 6 3 3 番地	社会福祉法人 愛隣 会 天草町高浜北 6 3 3 番地 森口 英興	平成 2 1 年 4 月 2 2 日	4313000053	短期入所
春光苑訪問介護事業 所 天草町高浜北 6 3 3 番地	社会福祉法人 愛隣 会 天草町高浜北 6 3 3 番地 森口 英興	平成 2 1 年 4 月 2 2 日	4313000053	居宅介護、 重度訪問介 護
白寿園ホームヘルプ サービス 荒尾市一部字鴻巣 2 1 2 2 番地	社会福祉法人 杏風 会 荒尾市一部字鴻巣 2 1 2 2 番地 鴻江 勇	平成 2 1 年 3 月 3 1 日	4310300050	居宅介護、 重度訪問介 護
ヘルパースステーショ ンひまわり 玉名市青木 9 9 2 番 地	有限会社 大山 玉名市青木 9 9 2 番 地 大山 ノブ子	平成 2 1 年 4 月 1 日	4310400116	居宅介護、 重度訪問介 護

熊本県告示第 4 9 9 号

道路法（昭和 2 7 年法律第 1 8 0 号）第 1 8 条第 2 項の規定に基づき、次のとおり道路の供用を開始する。

その関係図面は、平成 2 1 年 5 月 2 2 日から 6 0 日間、熊本県土木部道路保全課において一般の縦覧に供する。

平成 2 1 年 5 月 2 2 日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

1 道路の種類、路線名及び供用を開始する区間等

道路の種類	路 線 名	供 用 を 開 始 す る 区 間	延 長 (メートル)	備 考
主要地方道	熊本高森線	熊本市春日二丁目 6 5 0 番 1 地先から 同所 6 4 7 番 2 地先まで	50.0	緊道整 (街路 B) (駅前 広場)

2 供用を開始する期日 平成 2 1 年 5 月 2 2 日

熊本県告示第 5 0 0 号

道路法（昭和 2 7 年法律第 1 8 0 号）第 1 8 条第 2 項の規定に基づき、次のとおり道路の供用を開始する。

その関係図面は、平成 2 1 年 5 月 2 2 日から 6 0 日間、熊本県土木部道路保全課において一般の縦覧に供する。

平成 2 1 年 5 月 2 2 日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

1 道路の種類、路線名及び供用を開始する区間等

道路の種類	路 線 名	供 用 を 開 始 す る 区 間	延 長 (メートル)	備 考
主要地方道	宇土不知火 線	宇土市網津町字野添 3 0 0 4 番 3 地先から 同市網引町字清辻	163.0	単道改 (現道 拡幅)

		5番地先まで	
2	供用を開始する期日	平成21年5月22日	

公 告

熊本県公告第259号

次に掲げる土地改良事業に伴う工事が完了したので、土地改良法（昭和24年法律第195号）第113条の2第3項の規定に基づきこの旨を公告する。
平成21年5月22日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

事業名	地区名	工事着手年月日	工事完了年月日	事業主体
農用地の 保全	袋（水俣 市）	平成16年12月3日	平成21年3月19日	熊本県

熊本県公告第260号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第29条第1項の許可に係る開発行為に関する工事が完了したので、同法第36条第3項の規定により、次のとおり公告する。
平成21年5月22日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

- 1 開発区域又は工区に含まれる地域の名称及び面積（四工区）
玉名郡玉東町大字木葉字鍛冶場576番1、同576番13の一部、同576番14の一部、同576番106の一部及び同576番1083、114.63平方メートル
- 2 開発許可を受けた者の住所及び氏名（名称）
玉名郡玉東町大字木葉759番地
玉東町

熊本県公告第261号

森林法（昭和26年法律第249号）第33条の3において準用する同法第30条の規定により通知する次の者については、その所在が不明なので、同法第189条の規定により、当該通知の内容を大津町役場に掲示する。
平成21年5月22日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

- 1 所在の不明な者の氏名
本田 篤行
- 2 通知の趣旨
 - (1) 農林水産大臣から、保安林の指定施業要件を変更する予定である旨の通知があったこと。
 - (2) 保安林の所在場所、指定の目的及び指定施業要件については、平成21年4月21日付け熊本県告示第407号による。

熊本県公告第262号

森林法（昭和26年法律第249号）第33条の3において準用する同法第30条の規定により通知する次の者については、その所在が不明なので、同法第189条の規定により、当該通知の内容を大津町役場に掲示する。
平成21年5月22日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

- 1 所在の不明な者の氏名
吉良 甚七、後藤 伊之八、田吹 萬吉、阪本 虎記、合志 新平、福島 直次郎、吉良 一徳、吉良 喜太郎、山本 作次、松本 藤三郎
- 2 通知の趣旨
 - (1) 農林水産大臣から、保安林の指定施業要件を変更する予定である旨の通知があったこと。
 - (2) 保安林の所在場所、指定の目的及び指定施業要件については、平成21年4月21日付け熊本県告示第408号による。

熊本県公告第263号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第87条の3第1項の規定に基づき、県営蘇

陽西部地区土地改良事業（農業用道路）の計画を変更したので、同条第6項において準用する同法第87条第5項の規定により公告し、土地改良事業計画書の写しを次のように縦覧に供する。

この土地改良事業計画につき異議のある者は、縦覧期間満了の日の翌日から起算して15日以内に異議申立てをすることができる。

平成21年5月22日

熊本県知事 蒲島郁夫

- 1 縦覧に供する書類の名称
変更後の県営蘇陽西部地区土地改良事業（農業用道路）計画書の写し
- 2 縦覧期間
平成21年5月25日から平成21年6月19日まで
- 3 縦覧場所
山都町役場

熊本県公告第264号

宇城市に事務所を置く三角町土地改良区理事長内田孝吉から平成21年3月19日付けで申請のあった定款変更については、平成21年5月14日付けで認可したので、土地改良法（昭和24年法律第195号）第30条第3項の規定により公告する。

平成21年5月22日

熊本県知事 蒲島郁夫

熊本県公告第265号

入会林野等に係る権利関係の近代化の助長に関する法律（昭和41年法律第126号）第3条の規定により、球磨郡山江村に事務所を置く鍋ノ平入会林野整備組合代表者藤田豊から鍋ノ平入会林野整備計画の認可申請があり、同法第6条第1項の規定により当該入会林野整備計画を適当と決定したので、同条第4項の規定により、その旨を公告し、かつ、当該決定に係る入会林野整備計画書の写しを次のとおり縦覧に供する。なお、当該入会林野整備計画に関する土地又は物件の所有者その他これらの土地又は物件に関し権利を有する者は、当該決定に対して異議があるときは、同法第7条第1項の規定により縦覧期間満了後30日以内に異議を申し出ることができる。

平成21年5月22日

熊本県知事 蒲島郁夫

- 1 縦覧期間
平成21年5月22日から平成21年6月20日まで
- 2 縦覧の場所
熊本県農林水産部林業振興課
球磨地域振興局農林部林務課
山江村役場
- 3 縦覧に供する書類
鍋ノ平入会林野整備計画書の写し

熊本県公告第266号

毒物及び劇物取締法（昭和25年法律第303号）第8条第1項第3号の規定により毒物劇物取扱者試験（以下「試験」という。）を次のとおり実施するので、毒物及び劇物取締法施行規則（昭和26年厚生省令第4号、以下「省令」という。）第8条の規定により公告する。

平成21年5月22日

熊本県知事 蒲島郁夫

- 1 試験の日時及び場所
 - (1) 日時 平成21年8月4日（火）午前10時から正午まで
なお、台風等の影響で試験を実施できない場合は、平成21年8月18日（火）に延期する。
 - (2) 場所 熊本県立熊本農業高等学校 熊本市元三町五丁目1番1号
- 2 試験の種類
試験は、次の種類に分けて実施し、そのうち1種類を選択するものとする。
 - (1) 一般毒物劇物取扱者試験（以下「一般試験」という。）
 - (2) 農薬用品目毒物劇物取扱者試験（以下「農薬用品目試験」という。）
 - (3) 特定品目毒物劇物取扱者試験（以下「特定品目試験」という。）
- 3 受験資格
特に制限はない。ただし、次に掲げる者は、毒物劇物取扱責任者となることができない。
 - (1) 年齢が18歳に満たない者
 - (2) 心身の障害により毒物劇物取扱責任者の業務を適正に行うことができない者として省令で定めるもの

- (3) 麻薬、大麻、あへん又は覚せい剤の中毒者
- (4) 毒物若しくは劇物又は薬事に関する罪を犯し、罰金以上の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなった日から起算して3年を経過していない者

4 試験の方法及び範囲

- (1) 試験の方法
試験は、試験の種類ごとに筆記試験及び実地試験を行う。
- (2) 試験の範囲
次表のとおりとする。

	筆 記 試 験	実 地 試 験
一般試験	毒物及び劇物に関する法規	毒物及び劇物の識別並びに取扱方法
	基礎化学	
	毒物及び劇物の性質並びに貯蔵 その他取扱方法	
農業用品目 試験	毒物及び劇物に関する法規	省令別表第1に掲げる毒物及び劇物の 識別並びに取扱方法
	基礎化学	
	省令別表第1に掲げる毒物及び 劇物の性質並びに貯蔵その他取 扱方法	
特定品目 試験	毒物及び劇物に関する法規	省令別表第2に掲げる劇物の識別及 び取扱方法
	基礎化学	
	省令別表第2に掲げる劇物の性 質及び貯蔵その他取扱方法	

5 受験手続等

- (1) 受験願書の請求
受験願書は、熊本県健康福祉部薬務衛生課及び県下の各地域振興局保健福祉環境部衛生環境課（保健所衛生環境課（熊本市の保健所を除く。））で配布する。なお、郵便により受験願書を請求する場合は、120円分の郵便切手を同封のうえ請求すること。
- (2) 受験願書受付期間
平成21年6月1日（月）から平成21年6月12日（金）まで（土曜日及び日曜日を除く。）の午前8時30分から午後5時30分までとする。ただし、郵送による場合は、平成21年6月1日（月）から平成21年6月12日（金）までの間の消印があるものを有効とする。
- (3) 受験願書提出先
原則として、居住地を管轄する地域振興局保健福祉環境部衛生環境課（保健所衛生環境課）とし、熊本市及び県外居住者にあつては、熊本県健康福祉部薬務衛生課とする。
- (4) 受験手続
受験願書の提出に当たっては、次のことに注意すること。
ア 受験願書に、本籍（都道府県名のみ）、氏名、生年月日等を、かい書ではっきりと記入すること。
イ 受験願書に、写真1葉を貼付すること。この写真は、提出前6箇月以内に撮影したもので、縦5センチメートル、横4.5センチメートルの上半身、脱帽、正面向きで、本人であることが確認できるものとする。また、この写真の裏面に氏名及び生年月日を明記すること。
ウ 受験手数料として、10,700円分の熊本県収入証紙を受験願書の所定の欄に貼付すること。

6 受験票

受験票は、受験願書受付後、受験者へ送付する。

7 解答及び合格基準の公表

平成21年8月11日（火）午前9時に、熊本県庁行政棟本館1階ホール及び県下の各地域振興局保健福祉環境部（保健所（熊本市の保健所を除く。））に解答及び合格基準を掲示する。また、熊本県のホームページにも掲載する。

8 合格発表等

- (1) 合格発表
平成21年9月4日（金）午前9時に、熊本県庁行政棟本館1階ホール及び県下の各地域振興局保健福祉環境部（保健所（熊本市の保健所を除く。））に合格者一覧表を掲示する。また、熊本県のホームページにも掲載する。
合格者には、本人あて合格通知書を郵送する。電話による合否の問い合わせには一切応じないものとする。
- (2) 合格証の交付
平成21年9月4日（金）から平成21年9月18日（金）まで（土曜日及び日

曜日を除く。)の期間に、受験願書を提出した機関において交付するものとする。
 9 問い合わせ先
 熊本県健康福祉部薬務衛生課
 郵便番号 862-8570 熊本市水前寺六丁目18番1号
 電話 096-333-2242

※ 平成19年度から、九州各県では、試験日及び試験問題を統一して試験を実施しております。

熊本県公告第267号

次に掲げる土地改良事業に伴う工事が完了したので、土地改良法（昭和24年法律第195号）第113条の2第2項の規定に基づきこの旨を公告する。
 平成21年5月22日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

事業名	地区名	工事着手年月日	工事完了年月日	事業主体
農業用道路	向山・金桁	平成19年12月4日	平成20年3月23日	宇城市
農業用排水施設	南山崎	平成20年11月5日	平成21年3月19日	宇城市
農業用排水施設	松山	平成17年10月28日	平成21年3月27日	宇土市

熊本県公告第268号

次に掲げる土地改良事業に伴う工事が完了したので、土地改良法（昭和24年法律第195号）第113条の2第2項の規定に基づきこの旨を公告する。
 平成21年5月22日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

事業名	地区名	工事着手年月日	工事完了年月日	事業主体
区画整理	中岳	平成18年1月11日	平成21年3月23日	本渡土地改良区

熊本県公告第269号

次に掲げる土地改良事業に伴う工事が完了したので、土地改良法（昭和24年法律第195号）第113条の2第3項の規定に基づきこの旨を公告する。
 平成21年5月22日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

事業名	地区名	工事着手年月日	工事完了年月日	事業主体
農業用排水施設	鹿本北部二期（原工区） （山鹿市）	平成18年11月23日	平成21年3月24日	熊本県
農業用排水施設	鹿本北部二期（五郎丸工区） （山鹿市）	平成20年9月18日	平成21年3月4日	熊本県
農業用排水施設	鹿本北部二期（湧尾工区） （山鹿市）	平成20年11月20日	平成21年3月10日	熊本県

熊本県公告第270号

コンペ方式で業務委託の受託者を選定するので、次のとおり公告する。
 平成21年5月22日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

- 1 業務概要
 - (1) 業務名

- 「熊本県消費生活相談員養成事業」の業務委託
- (2) 業務内容
 - ア 実務的研修の実施
 - (ア) 座学研修
 - (イ) 実地研修
 - イ 実務的研修への参加支援
 - (ア) 機会費用の補償
 - (イ) 研修参加バックアップ
 - ウ 参加対象者の募集選定
 - エ 消費生活相談の体制強化支援

2 委託期間
委託契約書に定める日から平成 22 年 3 月 31 日まで

- 3 応募資格
次の条件をすべて満たす法人とする。
- (1) 熊本県内に主たる事務所を有すること。
 - (2) 本業務を遂行するための十分な能力があること。
 - (3) 従前から消費生活に関する活動を行っており、消費者行政を推進することの意義を理解していること。
 - (4) 募集開始日（平成 21 年 5 月 13 日）前に、1 年以上の法人格を有すること。
 - (5) 宗教活動又は政治活動を目的としないこと。
 - (6) 特定の公職者（その候補者を含む。）又は政党を推薦、支持又は反対することを目的としていないこと。
 - (7) 暴力団でないこと又は暴力団若しくは暴力団の構成員の統制の下にないこと。

4 募集期間
平成 21 年 5 月 13 日（水）から 6 月 10 日（水）まで

5 その他
詳細については、別途提示する業務委託応募要領による。

6 問い合わせ先
熊本県熊本市水前寺六丁目 18 番 1 号
熊本県環境生活部食の安全・消費生活課消費生活センター（096-333-2291）

熊本県公告第 271 号

肥料取締法（昭和 25 年法律第 127 号）第 12 条第 2 項の規定に基づき、次の肥料の登録有効期間を更新したので、同法第 16 条第 1 項の規定に基づき公告する。
平成 21 年 5 月 22 日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

登録番号	肥料の種類	肥料の名称	保証成分量 (%)	その他の規格	生産業者の氏名又は名称及び住所	有効期限
熊本県肥第 1268 号	炭酸カルシウム肥料	炭酸苦土石灰	アルカリ分 : 55.0 可溶性苦土 : 10.0	その他の制限事項は、公定規格のとおり。	熊本礦業株式会社 熊本県玉名郡玉東町大字山口 148-1	平成 27 年 5 月 24 日

登載依頼

熊本県選挙管理委員会告示第 26 号

平成 20 年 9 月 29 日熊本県選挙管理委員会告示第 91 号（政治団体の収支報告書の要旨の公表）の一部を次のとおり変更する。
平成 21 年 5 月 22 日

熊本県選挙管理委員会
委員長 柴 田 憲 保

政治団体の収支報告書の要旨

政治団体の名称 原亨政経研究会
 資金管理団体の届出をした者の氏名 原 亨
 資金管理団体の届出に係る公職の種類 市議
 報告年月日 平成20/07/17

1 収入・支出の総額	
(1) 収入総額	<u>822,310円</u>
ア 前年繰越額	70,161円
イ 本年収入額	<u>752,149円</u>
(2) 支出総額	682,192円
2 収入・支出の内訳	
(1) 収入の内訳	
イ 寄 附	<u>752,011円</u>
(ア) 寄附 (内訳別掲)	<u>752,011円</u>
a 個人からの寄附	<u>752,011円</u>
カ その他の収入	138円
10万未満の収入	138円
合 計	<u>752,149円</u>

[寄附の内訳]

ア 個人からの寄附 (寄附者の氏名)	(金 額)	(住 所)
石本義弘	120,000円	熊本市
宮崎洋司	120,000円	熊本市
南孝雄	120,000円	熊本市
古庄住康	60,000円	熊本市
村田誠一	240,000円	熊本市
中川卓郎	60,000円	熊本市
<u>原 亨</u>	<u>32,011円</u>	<u>熊本市</u>
小 計	<u>752,011円</u>	

(2) 支出の内訳	
イ 政治活動費	682,192円
(オ) 寄附・交付金	682,192円
合 計	682,192円

*下線部分が訂正箇所

熊本県県立特別支援学校教育整備推進協議会公告第1号

第1回熊本県県立特別支援学校教育整備推進協議会の会議を、次のとおり開催する。
 なお、当該会議の傍聴手続は、次のとおり。

平成21年5月22日

熊本県県立特別支援学校教育整備推進協議会

- 1 日時
平成21年5月28日(木)
午前9時30分から正午まで
- 2 場所
熊本市出水5丁目5番16号

熊本県立熊本養護学校

3 議題（予定）

- (1) 設置要項及び運営要領説明
- (2) 会長・副会長の選任
- (3) 会議の公開・非公開について
- (4) 協議依頼事項について
- (5) 協議会の協議スケジュールについて
- (6) その他

4 傍聴人の定員

10人

5 傍聴手続

会議の傍聴手続は、午前9時から午前9時20分まで会議の会場入口において行い、協議会が認めたとうえで、事務局の案内により会議の会場に入ることができる。ただし、受付終了時点で定員を超える希望者があった場合は、抽選により傍聴者を決定する。

6 問い合わせ先

熊本市水前寺6丁目18番1号
熊本県立特別支援学校教育整備推進協議会事務局
(熊本県教育庁高校教育課特別支援教育室)
(電話 096-333-2683 内線6656)